



~~~~~

# 令和 7 年 第 2 回 本別町議会臨時会会議録

~~~~~

自 令和 7 年 4 月 3 0 日
至 令和 7 年 4 月 3 0 日

本 別 町 議 会

令和 7 年本別町議会第 2 回臨時会会議録

令和 7 年 4 月 3 0 日（水曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	承認第 3 号	専決処分の承認を求める件〔令和 7 年度本別町一般会計補正予算（第 1 回）〕
日程第 5	議案第 3 7 号	令和 7 年度本別町一般会計補正予算（第 2 回）について
日程第 6	議案第 3 8 号	本別町税条例の一部改正について
日程第 7	議案第 3 9 号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 8	議案第 4 0 号	本別町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第 9	議案第 4 1 号	本別町体育館エアコン設置工事請負契約について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	承認第 3 号	専決処分の承認を求める件〔令和 7 年度本別町一般会計補正予算（第 1 回）〕
日程第 5	議案第 3 7 号	令和 7 年度本別町一般会計補正予算（第 2 回）について
日程第 6	議案第 3 8 号	本別町税条例の一部改正について
日程第 7	議案第 3 9 号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 8	議案第 4 0 号	本別町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第 9	議案第 4 1 号	本別町体育館エアコン設置工事請負契約について

○出席議員（11 名）

議 長	1 2 番	篠 原 義 彦	副議長	1 1 番	高 橋 利 勝
	1 番	宮 本 やよい		2 番	加 藤 徹 己
	3 番	丑 若 浩 行		4 番	水 谷 令 子
	5 番	梅 村 智 秀		6 番	石 山 憲 司
	7 番	藤 田 直 美		8 番	方 川 一 郎
	1 0 番	阿 保 静 夫			

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐々木	基	裕	副	町	長	村	本	信	幸												
会	計	管	理	者	藤	野	和	幸	総	務	課	長	三	品	正	哉							
農	林	課	長	篠	原	順	彦	保	健	福	祉	課	長	長	屋	和	幸						
住	民	課	長	宮	口	淳	哉	健	康	・	こ	ど	も	課	長	高	橋	紀	尊				
建	設	水	道	課	長	加	藤	勉	企	画	財	政	課	長	松	本	秀	規					
未	来	創	造	課	長	野	崎	昌	也	老	人	ホ	ー	ム	所	長	前	佛	清	治			
国	保	病	院	事	務	長	小	川	芳	幸	総	務	課	主	幹	上	原	章	司				
建	設	水	道	課	主	幹	小	出	勝	栄	建	設	水	道	課	主	幹	薩	田	尚	文		
健	康	管	理	セ	ン	タ	ー	主	幹	前	佛	友	子	総	務	課	長	補	佐	石	川	雅	康
教	育	長	高	橋	哲	也	教	育	次	長	武	田	敏	英									
社	会	教	育	課	長	田	野	美	妃	農	委	事	務	局	長	舩	舘	憲					
代	表	監	査	委	員	井	出	英	彦	選	管	事	務	局	長	三	品	正	哉				

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事	務	局	長	中	川	雅	之	事	務	局	次	長	越	後	忠
総	務	担	当	主	事	今	井	綾	香						

開会宣告（午前 10 時 00 分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和 7 年第 2 回本別町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、方川一郎議員、水谷令子議員及び宮本やよい議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第 2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日間に決定をいたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第 3 諸般の報告を行ないます。

監査委員から令和 7 年 2 月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 承認第 3 号

○議長（篠原義彦） 日程第 4 承認第 3 号専決処分の承認を求める件〔令和 7 年度本別町一般会計補正予算（第 1 回）〕を議題といたします。

本件について報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 承認第 3 号専決処分の承認を求める件について、御説明を申し上げます。

令和 7 年度本別町一般会計補正予算（第 1 回）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正につきましては、図書館暖房配管の故障について早急に対応する必要があったこと、また令和５年度母子保健衛生費国庫補助金等の交付額の確定による返還額の納付期限が４月３０日であったため、支出手続きに要する日数を考慮し専決処分を行なったものです。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３０万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８０億３,３９３万３,０００円とする内容であります。

３ページ、４ページをお開きください。

下段の２、歳出であります。４款衛生費、１項保健衛生費、２目母子保健費、２２節償還金利子及び割引料９４万７,０００円の増額補正は、令和５年度の母子保健衛生費補助金、出産・子育て応援交付金の交付額確定による返還金を計上したもの、その下、３目予防費、２２節償還金利子及び割引料５万円の増額補正は、令和５年度新型コロナウイルスワクチン接種対策事業負担金の交付額確定による返還金を計上したものです。

その下、１０款教育費、４項社会教育費、３目図書館費、１０節需用費、修繕料、施設３０万４,０００円の増額補正は、図書館暖房配管の修理費を計上したものです。

上段の１、歳入であります。歳出で計上いたしました返還金及び修繕料の財源を、１０款１項１目１節地方交付税で調整したものです。

以上、令和７年度本別町一般会計補正予算（第１回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

梅村議員。

○５番（梅村智秀） １０款教育費でお伺いをいたします。修繕料で図書館の暖房配管が故障したということでした。こちら、まず故障ないしは破損した日時についてはいつなのかという点と、速やかに対応しなければという趣旨だと思いますけれども、こちら工事が完了したのはいつになるのか、また暖房配管の故障や破損の状態なんですけれども、館内全体が暖房が行き届かないようなものだったのか、一部だったのか等々分かるように、その背景の説明等も求めます。

また、こちらの工事日と併せて工事を請け負った事業者についてはどちらになるのか、またその事業者を選定した理由等についてもお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 田野社会教育課長。

○社会教育課長（田野美妃） ただいまの質問にお答えいたします。

図書館の暖房の配管の故障の箇所につきましては、１階の図書館カウンターの後ろにあるパネルヒーターの床下で破損が見つかりました。

原因としましては、経年劣化による配管の腐食というところで漏水が認められました。

こちらは4月2日に朝の点検時に温水循環戻りの温度が低かったということで業者にすぐ連絡をいたしまして、暖房用のパネルの温度が上がらないため、点検を依頼いたしました。

翌日3日に町内業者富士工業に来ていただきまして床下を確認してもらいましたところ、そこで配管の腐食が認められました。

現在は耐熱性ドレンタイト等で応急処置を行なっているところで、本格的な修繕はこれからになります。

業者の選定につきましては、現在令和7年度の業務委託をしている業者ということで富士工業に依頼したところでございます。

現在、とりあえず漏水の箇所につきましては応急処置を行なっていますので、館内何とか暖房は循環しておりまして、皆様に御迷惑をかけているというところはございません。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいまの御答弁で、現在は応急処置だということでございました。となると、またその配管の腐食ということで原因も御説明いただきました。

腐食がそこだけでとどまるのかという点もあると思いますし、本格的な工事対応というものも必要になってくるところでございますが、その辺の見通しというのは概算等でも構わないんですけども立っているのかという点、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 田野社会教育課長。

○社会教育課長（田野美妃） 図書館建設から40年以上が経ちまして、一度も配管の工事をしておりませんので、今後もこのような事態が発生することは考えられますが、今のところ全体を点検しているというところまでは至っておりません。都度故障が発生したら対応するという形になっていくと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ということであれば、現在は間に合わせのね、応急対応ということで、時期を見て本格的な根本的な修繕等を行なうということではなく、このまま、応急対応のまま経過を見るということになるのか。それとも応急対応して、計画的に今回破損した箇所のみについても後刻対応するのか、このいずれなのでしょう。

○議長（篠原義彦） 田野社会教育課長。

○社会教育課長（田野美妃） ただいまの御質問ですけれども、今回見つかった破損につきましては応急処置をして、この後本格的な修繕、その箇所の修繕に移る予定でございます。

そのほかにつきましては、まだ破損が見られておりませんので見送るという、様子を見るということで予定しております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) なければ、これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は報告のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第37号

○議長(篠原義彦) 日程第5 議案第37号令和7年度本別町一般会計補正予算(第2回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長(松本秀規) 議案第37号令和7年度本別町一般会計補正予算(第2回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、基幹業務システムの標準化に係るガバメントクラウド使用料の計上と、機械設備の故障に伴う修繕費の計上等が主なものとなっております。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,011万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,405万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、上段の2款総務費、1項総務管理費、12目電算事務処理費、13節使用料及び賃借料、使用料、ガバメントクラウド2,848万8,000円の増額補正は、基幹業務システムの標準化に伴うクラウドサーバーの使用料を計上するものです。

2段目の3款民生費、3項児童福祉費、2目児童福祉施設費、10節需用費、修繕料、施設134万円の増額補正は、本別学童保育所のエアコン室外機が落雪により破損したことによる修繕費を計上するものです。

3段目の4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、22節償還金利子及び割引料12万2,000円の増額補正は、令和5年度感染症予防事業費等補助金の交付額確定による返還金を計上したものです。

下段の10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、17節備品購入費、学校管理用備品、勇足小学校16万9,000円の増額補正は、児童の転出により低学年が複式学級となったことで移動式黒板が必要となったことから購入費用を計上するものです。

次に、戻りまして3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、上段の10款1項1目1節地方交付税163万1,000円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するもの、その下、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、デジタル基盤改革支援補助金2,848万8,000円の増額補正は、歳出で説明いたしましたガバメントクラウド使用料の全額が国庫補助の対象となることから計上するものです。

以上、令和7年度本別町一般会計補正予算（第2回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 歳出の6ページのガバメントクラウドの関係なんですけども、現状の行なわれている業務がこのクラウド使用によってどのように改善されていくのか、どのような方式になっていくのか、概要で結構ですが伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの質疑にお答えいたします。

基本的に、ガバメントクラウドにうちの基幹システムを全部移行したとしても、住民の皆さんが直接受けるサービスについては特段変更はございません。

内容といたしましては、これまでシステムにつきましては本町におきましてサーバー等全て購入をしまして、現状におきましては今委託業者でありますズコーシャのサーバーセンターのほうにそのサーバーを預けて管理をいただいているという形になってございますが、移行した際につきましては、このガバメントクラウド上にあるシステムを利用させていただくという形になりますので、本町におきましてサーバーを購入するのではなく、そのガバクラに載っているサーバーを使用させていただいてシステムを動かすという形になる形となってございまして、基本的に業務等において、どういう形になるということはございませんけれども、こちら国の標準化に合わせた移行になりますので、データ等が全て標準化に伴いまして全国統一の形になりますので、今後全国どこに行っても、うちのデータが見られるような形にはなっていくのかなと考えておりますが、現状において来年の令和8年4月1日稼働予定してございますけれども、その段階において特段何か大きく何かが変わるということではないと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 一定の予算を使うわけで、今の説明、私の理解のこともあると思うんですけども、住民の暮らしとかそれから役場業務にとって、こういう点がすごいプラスになるんですってというようなことなのか、それともこういう形に変わるから対応せざるを得ないということなのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） こちらにつきましては、現状におきましては国の法律にのって、このガバメントクラウドを使用するという形で法律のほう改正されております

ので、そちらにのっとった形で本町も動いている形になります。

将来的にですけれども、標準化になりますので、当然住民サービス向上のために、例えばですけれども住民票のコンビニ交付ができたりとか、あとは税の収納に対して口座振替だけではなくてほかの方式を考えるですとか、そういったところには今後進んでいくかと考えておりますけれども、来年、先ほどもお話ししましたが、来年の4月1日現在においては、まずは現状の業務をきちっと移行するということで今動いているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 歳出3款民生費でございます。

児童福祉施設事業ということで、学童のエアコン室外機が落雪事故によって破損というような趣旨の御説明をいただいたところでございますが、こちらのまず落雪事故ということでございます。これ、事故の発生日がいつなのかという点、まず1つ伺いをいたします。

あとはこちら落雪事故ということであれば、火災保険等の対応というものが適用にならないのかどうか、その辺の実態、事実の確認をお願いいたします。

こちら落雪事故ということでございますが、そもそも当初より室外機の設置の箇所等について問題はなかったのかという点、いわゆる予見ができなかった事故だったのかという点でございます。

その辺概要の詳細、伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 梅村議員の質問にお答えいたします。

まず発生日なんですけれども、発生日につきましては令和7年3月11日火曜日午後1時30分頃ということであります。保険については、今保険の申請中でありまして、今回の歳入のほうには計上しておりません。

それと予期できなかったのかということなんですけれども、ここ数年こういう事故もなく、今回令和7年2月3日から4日に大雪が降りまして、その大雪が残ってそれが溶けたり固まったり、溶けたり固まったりということで、落雪する雪が固くて重くて、それでそれが室外機に当たり破損したということであります。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 事故日が3月11日ということで、ただこちら3月11日の降雪等ということではなく、2月4日の記録的な災害級の大雪、1メートルを超えた降雪があったということで、それが屋根上で凍結等を繰り返して、それが落雪し、衝突したという趣旨でよろしいのか。事故対応としては、事故の在り方としてはそういうことなのかと受け止めたところでございます。

これ予見できなかったのかというところでございますけれども、ここはあれですかね、雪落とし等ということではできなかったんでしょうか。当然、大雪等があった際は建物の倒壊や古い建物ならなおでございます、そういう災害級の雪が降れば早期にその雪落と

し等をしなければ建物にも被害が及ぶというのは通常予見できることなんですし、その下にこうした高額な室外機があるということであれば、そこを特にも優先的に守る、回避するような措置というのは通常考え得ることだと思うんですけども、この辺ちょっとこの学童の室外機の設置状況が分からないんですけども、ここ1か所なのか、複数箇所に散っているのか等々、どのようになっているのかという点、お伺いをいたします。

また、その他の施設等についてはこうしたことは起こり得ないのでしょうか。このみがこういうことが起きてしまった、結果としてはそうなんですけども、その他の施設等についてはこうした懸念はないのでしょうか、伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） エアコンの設置してある場所につきましては本別学童保育所で、本別学童保育所は中央小学校の1階に設置してあります。エアコンについては、2基設置してありまして、その1基の破損になっております。まず学校施設と一緒にしているということでもあります。

そして学童保育所のプレイルームの構造上、北側にエアコンを設置するということしかやむを得なかったということと、本来落雪の前に雪下ろしをすべきだったかっていうことなんですけども、学童保育所1階なんですけども、2階の建物で高所であったために対応ができなかったということでもあります。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 事情は分かりました、御説明をいただいた中で。

まず改めてでございますけども、こちら現在保険の申請中ということであり、こちらの保険として保険額のほうから支払いを受ける予定、想定が立っているのか、その現況についてお伺いをいたします。こちら満額なのか一部負担金等、免責等、そうしたものがあのかという点について、お伺いをいたします。

また、今回の事故を踏まえて、大雪が降りましたと、想定外の災害級の大雪が降りました。高所であり雪落とし等の対応ができませんでした。今後こうしたことが起こり得ることは当然予見、想定がされるわけで、今後については、例えば室外機の上に堅牢な、丈夫な屋根等を設置するとか、囲いを設置するとか、そういうような対応というのは今回御検討の上での提案となっているのか、伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） まず、保険についての御質問なんですけれども、一応対象経費の85%の見込みであります。

それと今後の対応なんですけれども、今回計上させていただいた中に、今後のこの大雪の落下物を想定して、室外機の養生のために小屋根っていうんですか、それも一緒に設置する中身の提案になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 38 号

○議長（篠原義彦） 日程第 6 議案第 38 号本別町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第 38 号本別町税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴うものです。それでは改正の概要について説明させていただきます。

まず初めに、公示送達についての改正ですが、地方税法施行規則の改正に伴うもので、インターネットを用いて不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとることを追加しております。

次に、個人住民税の所得控除についての改正ですが、この改正は、物価上昇局面における税負担などの調整対策の観点から、地方税法においても所得税と同様に特定親族特別控除額が控除すべき金額に追加されたことに伴うものです。これによりまして 19 歳から 22 歳までの扶養親族で給与収入が 123 万円を超えて特定扶養親族から外れてしまう場合でも、給与収入が 188 万円までは特定扶養特別控除として段階的に所得控除が受けられるようになるもので、適用は令和 8 年 1 月 1 日からとなります。

次に、軽自動車税種別割についての改正ですが、1 点目は標準税率区分の改正です。原動機付自転車のうち現行の総排気量 50cc 以下の原動機が、令和 7 年 11 月からの新たな排ガス規制への適合面で開発・生産・販売が困難になる状況を受けまして、新基準原付として総排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0 キロワット以下の二輪車を新たに区分しまして、原付免許で運転可能となるような関係法令の改正が行なわれたことに伴いまして、標準税率区分にこの区分を追加するものです。

なお、この区分の税額は現行の 50cc 以下の区分と同額となっておりまして、現状においてはこの新しい区分に該当する車両登録はございません。

2 点目は身体障がい者減免規定の改正です。道路交通法の改正によるマイナ免許証の運用開始に伴いまして、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定を整備するものです。

次に、固定資産税にかかる改正ですが、１点目は長寿命化に資する大規模改修工事を行なった特定マンションに係る固定資産税の減額措置について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設するものです。

２点目は災害関係に関する特例規定の改正で、法改正により平成２８年熊本地震に係る特例措置及び平成３０年７月豪雨に係る特例措置の規定がそれぞれ廃止されまして、また令和２年７月豪雨に係る特例措置が２年延長されたということに伴いまして、対応する規定を整備するものです。

次に、たばこ税の課税標準にかかる改正ですが、加熱式たばこの課税標準となる製造たばこの本数について、令和８年４月１日以後に売渡しや消費等が行なわれる加熱式たばこの本数を紙巻きたばこの本数に換算する方法について、当分の間適用される特例を新設するものです。

そのほか、本条例改正によりまして条ずれ、項ずれの改正、各種法令の改正に伴う引用法令の条ずれ、項ずれの反映、また字句の整理などを行なっています。

以上、改正の概要説明とさせていただきます。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町税条例の一部を改正する条例。

本別町税条例（昭和２９年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１８条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に、「止む」を「やむ」に改める。

第３４条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、「(二)」を「(２)」に改め、同条第８項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に

係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第６３条の２第１項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ、２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの、年額２,０００円。

第８９条第２項第２号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改め、同項第５号中「定格出力」の次に「(第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第９０条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

第３項、前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第１３９条の３第２項第１号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第１４９条第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附則第１０条の２第１６項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改める。

附則第１０条の３中第１５項を第１６項とし、第１４項を第１５項とし、第１３項の次に次の１項を加える。

第１４項、町長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第１０条の４及び第１０条の５を削る。

附則第１０条の６第１項各号列記以外の部分中「附則第１６条の４第１項」を「附則第１６条の２第１項」に改め、同項第１号中「附則第１２条の６第１項第３号」を「附

則第12条の4第1項第3号」に改め、同項第2号及び第3号中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例。

第16条の2の2、令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

第1号、葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法。

第2号、前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ、当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法。

第2項、前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第3項、前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

第4項、第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばこ

とみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

第1号、第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの。

第2号、第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの。

附則。

施行期日。

第1条、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定、令和8年1月1日。

第2号、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定、令和8年4月1日。

第3号、第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日。

公示送達に関する経過措置。

第2条、この条例による改正後の本別町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

町民税に関する経過措置。

第3条、新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

第2項、令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

第3項、新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の本別町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第4項、新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同

法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

固定資産税に関する経過措置。

第4条、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

軽自動車税に関する経過措置。

第5条、新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

町たばこ税に関する経過措置。

第6条、次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第2項、令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、本別町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

第1号、本別町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数。

第2号、新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数。

第3項、前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

以上をもちまして、議案第38号本別町税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) なければ、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第39号

○議長(篠原義彦) 日程第7 議案第39号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長(宮口淳哉) 議案第39号本別町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準が引き上げられたことに伴うものです。それでは改正の概要について説明させていただきます。

課税限度額につきましては、基礎課税額にかかる課税限度額を現行の65万円から1万円引き上げて66万円に、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を現行の24万円から2万円引き上げて26万円に、また、軽減判定所得の算定において被保険者等の人数に応じて加算する一人当たりの金額につきまして、5割軽減の判定に用いる金額を現行の29万5,000円から1万円引き上げて30万5,000円に、2割軽減の判定に用いる金額を現行の54万5,000円から1万5,000円引き上げて56万円にそれぞれ改正するものです。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例(昭和34年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第21条第1項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

適用区分。

第2項、この条例による改正後の本別町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以

後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上をもちまして、議案第39号本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 今回の改正によって受ける影響額、影響を受ける人数等試算があれば伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

今回の改正によりまして、まず基礎分の限度額の引上げに関しましては、令和6年の実績をベースにしますと87世帯が限度額に達しておりまして、限度額1万円上がりますので、そこで87万円の増、また高齢者支援分のほうですけれども、こちらに関しては63世帯が限度額に達しておりますので、掛ける2万円で126万円となりますので合わせまして213万円の増というのが、6年実績を基にした影響額となります。

また、軽減判定ですけれども、こちらにつきましては仮の話ですけれども、例えば軽減なかった世帯でこの新しい基準によりまして2割軽減になる方が2人世帯で5世帯あったとして、また2割軽減だった方が5割軽減へ移行するという世帯も2人世帯で5世帯あったと仮定して計算した場合ですと、こちらで35万5,000円が軽減を受けられるようになりますので、減収という形になります。

あくまでも仮の数字ですので、これが7年度の実際の影響額になるということではありませので、申し添えます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第40号

○議長（篠原義彦） 日程第8 議案第40号本別町放課後児童クラブ条例の一部改正

についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 議案第４０号本別町放課後児童クラブ条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、仙美里小学校の閉校に伴い、仙美里学童保育所を令和７年３月３１日をもって閉所したことから廃止するため、改正するものです。

以上、概要の説明とさせていただきます。

それでは、改正文を朗読し、説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例。

本別町放課後児童クラブ条例(平成２９年条例第６号)の一部を次のように改正する。

第２条の表中、仙美里学童保育所の項を削る。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

以上、議案第４０号本別町放課後児童クラブ条例の一部改正について、提案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第４０号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第４１号

○議長（篠原義彦） 日程第９ 議案第４１号本別町体育館エアコン設置工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第４１号本別町体育館エアコン設置工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別町体育館エアコン設置工事請負契約に当たりましては、予定価格が5,000万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は 町体育館にエアコンを設置するもので、工事内容につきましては、エアコンを1階に5台、2階に5台設置し、高圧受電設備の架台を新設するとともに受電設備1台を更新するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約締結で、指名委員会は令和7年3月25日に開催し、指名業者につきましては富士工業株式会社、株式会社鹿島組、中前建設株式会社、有限会社三村設備工業、株式会社笹原商産、森設備工業株式会社、株式会社奥原商会の7者を選定をいたしました。

令和7年3月31日に指名通知を行ない、令和7年4月21日に入札を執行しております。

契約金額につきましては、6,743万円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方につきましては、本別町南2丁目7番地16株式会社鹿島組、代表取締役鹿島豊隆でございます。

仮契約は、令和7年4月23日に行なっており、工期につきましては、着工が本契約の日から7日以内で、完成は令和8年2月20日でございます。

以上、議案第41号本別町体育館エアコン設置工事請負契約についての提案に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） こちら体育館のエアコン設置工事でございます。御説明ありましたとおり、1階5台、2階5台で1階は研修室2台、ロビー3台、2階は中競技室3台、静養室2台となっているのかなというところでございますが、こちらまず一般競争入札とせず指名競争入札とした理由や事情等について伺いをいたします。

また、こちらの内容につきまして、さきの議案でも議題に上りましたいわゆる室外機に対する落雪事故でございますが、これらについては十分耐え得る設計となっているのか。複数の室外機の設置もあると思いますし、場所も異なると思うんですけども、こうした災害等に耐え得るような設計となっているのかという点、伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず私のほうから、一般競争入札ではなく指名競争にした理由でございますが、本町におきましてはこれまでも契約につきましては町内事業者の育成及び町内事業者の活発な経営等を鑑みたく中で、指名競争入札、主には町内事業者を主にした指名競争入札を取り入れさせていただいております。

ただ、今回につきましては5,000万円以上の工事ということで、選定業者7者になることから町内事業者4社、町外事業者3社の7社を指名させていただいておりますが、

指名に当たりましては、まず町内事業者の４社及び町外事業者につきましては、これまで本町において指名実績のある事業者を選定しているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 田野社会教育課長。

○社会教育課長（田野美妃） 室外機への影響についてお答えいたします。

町体育館につきましては、屋根のひさしが２メートルほど出ておりまして、落雪につきましては、室外機の大きさから言いまして位置的に大丈夫と考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○５番（梅村智秀） 後段の室外機の部分でございまして。

こちら災害や事故というのは落雪だけではないわけで、例えば強風も一つでありますし、地震等についてもそうですが、その辺についてはどのぐらいまでの想定というのがなされた上での設計となっているのか、お伺いいたします。

また、例えば固定の方法、設置の方法と精緻な打合せや提案があった上での本議案の提案となっているのか、その辺実態について伺います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前１１時０５分 休憩

午前１１時０７分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田野社会教育課長。

○社会教育課長（田野美妃） ただいまの御質問ですけれども、全ての室外機、体育館の壁に固定いたしまして、強風や地震対策も大丈夫と考えております。建物と一体化しているということでそのように考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○５番（梅村智秀） もし可能であれば、例えば震度いくつぐらいまで耐え得るとか、そうしたもののまでの提案があるのか。承知されていればということでお伺いをいたします。

また、建物と一体的な設置ということであるので大丈夫だというところでございますが、それでも起こるのが災害や事故でございます。そうした場合、不測の事態が生じた際については、保険等での対応というものが可能な体制、状態となっているのか、こちらについても伺います。

○議長（篠原義彦） 田野社会教育課長。

○社会教育課長（田野美妃） 相当程度の甚大な災害以外では大丈夫と考えておりますが、具体的に震度いくつというところでは考えておりませんけれども、相当程度の地震、強風などの災害については大丈夫と考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） もう１点、不測の事態の場合の保険の関係でございしますが、本別の体育館が倒壊するような地震が起きた場合につきましては、保険対応もかなり変

わってくるかと考えております。

ただ、現状といたしまして体育館のエアコンのみが壊れた場合、先ほどの議案でも提案させていただいておりますが、単体でエアコン等が壊れた場合につきましては、保険の対応になるかなと考えてございますが、相当程度の大規模災害になった場合については、都度保険会社のほうとも対応を考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第４１号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（篠原義彦） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和７年第２回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午前１１時１０分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 方 川 一 郎

署名議員 水 谷 令 子

署名議員 宮 本 やよい